西原町下水道事業　経営戦略

―　計画期間　令和６年度 ～ 令和１５年度　―

令和７年３月

西 原 町

－　目　　次　－

第１章　経営戦略策定の趣旨

１　策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　経営戦略の位置付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２章　下水道事業の概要

１　事業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　民間活力等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

３　経営比較分析表を活用した現状分析・・・・・・・・・・・・・・・　４

第３章　将来の事業環境

１　行政区内人口の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

２　処理区域内人口の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

３　汚水量の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

４　使用料収入の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

５　施設の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

６　組織の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

第４章　経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

第５章　投資・財政計画（収支計画）

１　投資・財政計画（収支計画）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

２　投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明・・・・１５

３　投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後・・・・・１９
　　検討予定の取組の概要

第６章　経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

１　経営戦略の事後検証、改定等に関する事項・・・・・・・・・・２０

２　経費回収率向上に向けたロードマップ・・・・・・・・・・・・・２１

第１章　経営戦略策定の趣旨

１．策定の経緯

下水道は、家庭や工場等から排出される汚水を管渠で集め、処理場で浄化したのちに河川や海などに放流することにより、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図るとともに、大雨等による浸水被害を防ぎ、安心で安全な環境を創造することを目的としています。

公共下水道事業は、地方財政法上、公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自主性をもって事業を継続していく「独立採算性の原則」が適用される事業です。

本町の下水道事業は、流域関連公共下水道として整備を進めてきていますが、今後の人口減少等に伴う使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う投資需要の増大等で、経営環境は厳しくなることが予想されます。

将来にわたって安定的な住民サービスを提供するために、経営戦略の策定が必要となっています。

２．経営戦略の位置付

経営戦略は、平成２６年８月２９日付の総務省通知「公営企業の経営にあたっての留意事項について」により、徹底した効率化、経営健全化を行うための中長期的な基本計画として策定し、適宜見直すことが求められています。

本町においては、公営企業会計の導入や、整備計画の大幅な変更等に伴い経営戦略を見直します。

また、策定に当たっては「西原町中城湾南部流域関連公共下水道事業全体計画（見直し）平成２９年度」及び沖縄県の「沖縄汚水再生ちゅら水プラン２０２３」と整合性を図ります。

３．計画期間

計画期間は「経営戦略策定ガイドライン」を踏まえて、令和６年度から令和１５年度までの１０年間とします。

第２章　下水道事業の概要

１．事業の現況

① 施設

供用開始年度 （供用開始後年数）	平成１４年度 （２２年）	法適・非適の区分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	46.34ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処 理 区 数	１処理区（西原処理区）		
処 理 場 数	無し（県管理の西原浄化センターへ接続）		
広域化・共同化・最適化の実施状況	沖縄県が主体となり、令和４年度に「沖縄県汚泥処理広域化 ・共同化計画」を策定しています。 計画の主な内容は、県内市町村を４つのブロックに分け、汚水処理施設の統廃合、汚泥処理、人材育成、災害時対応などの広域化です。		

② 使用料体系

本町の下水道使用料体系は、基本使用料と使用量に応じて賦課される従量使用料で構成される二部使用料制を採用しています。

下水道使用料は、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、使用料で負担すべき経費を回収するために使用者から徴収するものであります。

平成１４年度の供用開始以来、令和５年度に最初の（消費税率関連除く）使用料金の改定を行っています。

③ 公共下水道使用料金

使用料は、下記の基本使用料と超過使用料との合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。

令和５年４月１日現在

	基本使用料 （１ヶ月当たり）		超 過 使 用 料	
	汚水量	使用料	汚　水　量	使　用　料
家 事 用	8㎥まで	485円	9㎥ ～ 25㎥	1㎥につき 77 円
			26㎥ ～ 50㎥	〃 87 円
			51㎥以上	〃 96 円

<table>
<tr><td rowspan="5">業 務 用</td><td rowspan="5">10㎥まで</td><td rowspan="5">784円</td><td>11㎥ ～ 100㎥</td><td>101 円</td></tr>
<tr><td>101㎥ ～ 200㎥</td><td>〃 115 円</td></tr>
<tr><td>201㎥ ～ 500㎥</td><td>〃 130 円</td></tr>
<tr><td>501㎥ ～1,000㎥</td><td>〃 144 円</td></tr>
<tr><td>1,000㎥以上</td><td>〃 158 円</td></tr>
<tr><td>大衆浴場用</td><td colspan="4">1㎥につき 45 円</td></tr>
<tr><td>臨 時 用</td><td colspan="4">1㎥につき 102 円</td></tr>
<tr><td>共 同 用</td><td colspan="4">一戸（世帯）当たりの使用料は、家事用を適用する。この場合の使用料算定の基礎となる水量は各戸（世帯）均等に使用したものとみなす。</td></tr>
<tr><td colspan="5">備考
(1) 家事用とは、一般家庭において下水道を使用する場合をいう。
(2) 業務用とは、会社、工場その他事業所等が営業又は業務に付随して下水道を使用する場合をいう。
(3) 大衆浴場用とは、大衆浴場等の排水が下水道を使用する場合をいう。
(4) 臨時用とは、工事、興行その他短期間臨時に下水道を使用する場合をいう。
(5) 共同用とは、共同住宅等において水道を共同用として給水を受けて下水道を使用する場合をいう。</td></tr>
<tr><td colspan="5">２０㎥当たり使用料（税込）
・条例上の家事用
令和３年度 1,224 円
令和４年度 1,224 円
令和５年度 1,549 円
・実績（業務用が含まれる）
令和３年度 2,023 円
令和４年度 2,012 円
令和５年度 2,335 円
（使用料収入÷汚水量×20）</td></tr>
</table>

④ 組織

本町の下水道事業は、上下水道課長、下水道施設係及び下水道業務係で運営しており、そのうち下水道事業会計から人件費を支弁している職員は技術職員６人、事務職員２人となっています。

令和２年度より地方公営企業法を適用し、経営健全化に取り組んでいるところです。

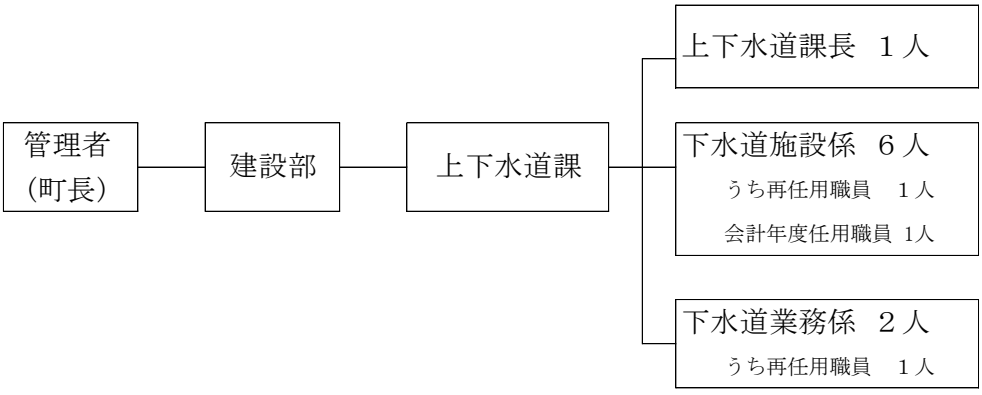

２．民間活力等の状況

経営の効率化を図るため、民間のノウハウや創意工夫を活用しています。

水質検査業務、公共下水道の普及促進事務、下水道施設の台帳整備、下水道使用料金の徴収に係る事務を委託しています。

３．経営比較分析表を活用した現状分析

(1) 経営指標の計算式、意味

（ア）経営の健全性・効率性

経営指標	計算式・意味
①経常収支比率 （%）	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$ ・使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標。
②累積欠損金比率 （%）	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益－受託工事収益}} \times 100$ ・営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標。
③流動比率 （%）	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$ ・短期的な債務に対する支払い能力を表す指標。
④企業債残高対事業規模比率 （%）	$\frac{\text{企業債現在高合計－一般会計負担額}}{\text{営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金}} \times 100$ ・使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。
⑤経費回収率 （%）	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$ ・使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、使用料水準等を評価することが可能。

⑥汚水処理原価 （円）	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$ ・有収水量１㎥当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標。
⑦施設利用率 （%）	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$ ・施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。
⑧水洗化率 （%）	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区内人口}} \times 100$ ・現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標。

（イ）老朽化の状況

経営指標	計算式・意味
①有形固定資産減価償却率 （%）	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$ ・有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示している。
②管渠老朽化率 （%）	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$ ・法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合いを示している。
③管渠改善率 （%）	$\frac{\text{改善（更新・改良・修繕）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$ ・当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

(2) 経営比較分析表（令和4年度決算）　　（抜粋）

沖縄県　西原町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m^{3}当たり家庭料金(円)
-	61.20	42.46	100.00	1,224

人口（人）	面積(km^2)	人口密度(人/km^2)
35,728	15.90	2,247.04
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km^2)	処理区域内人口密度(人/km^2)
15,062	3.25	4,634.46

1．経営の健全性・効率性

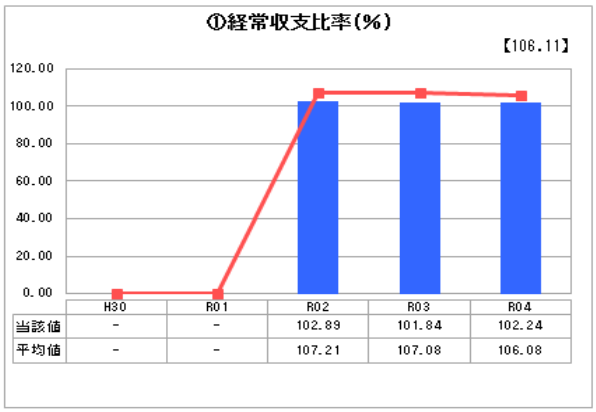

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	102.89	101.84	102.24
平均値	-	-	107.21	107.08	106.08

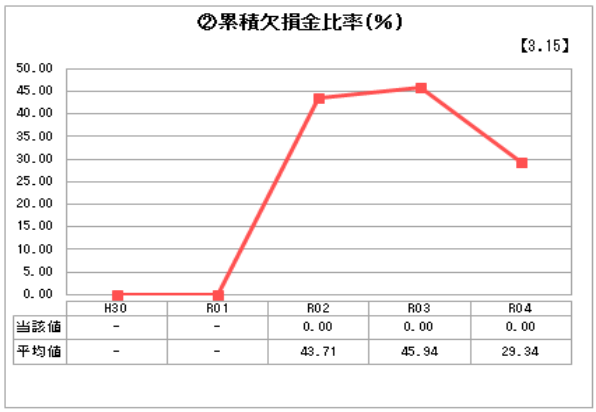

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	0.00	0.00	0.00
平均値	-	-	43.71	45.94	29.34

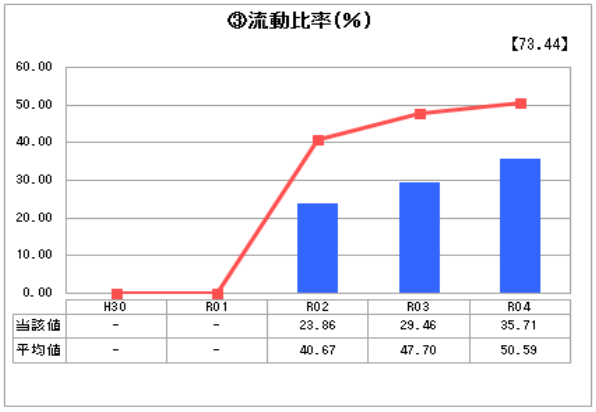

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	23.86	29.46	35.71
平均値	-	-	40.67	47.70	50.59

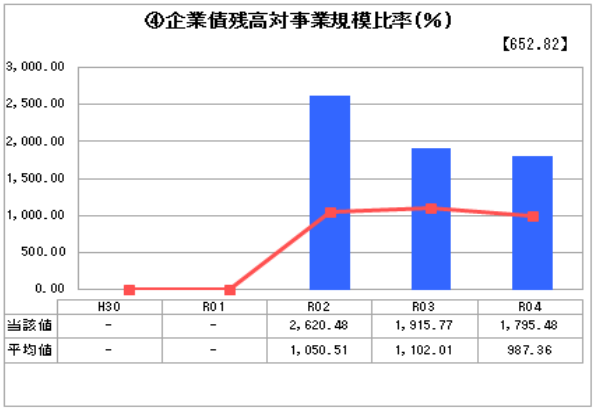

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	2,620.48	1,915.77	1,795.48
平均値	-	-	1,050.51	1,102.01	987.36

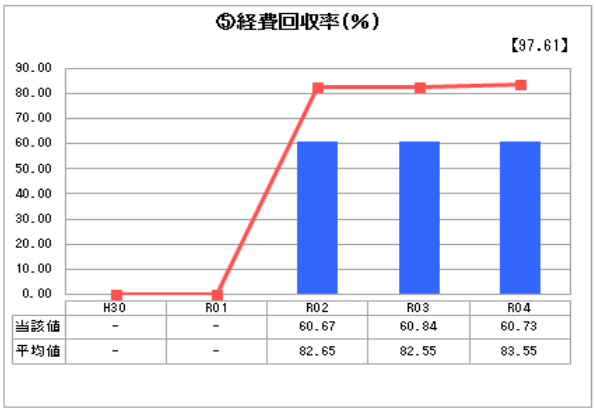

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	60.67	60.84	60.73
平均値	-	-	82.65	82.55	83.55

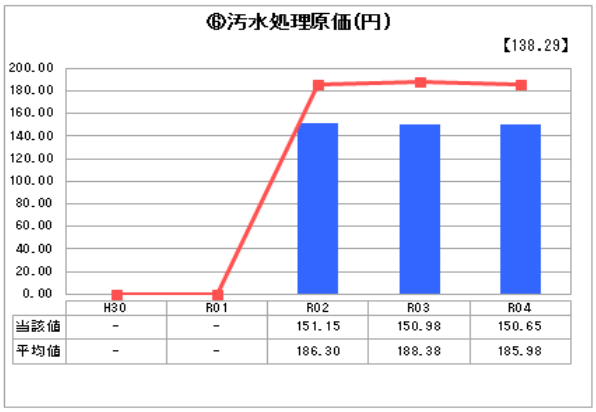

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	151.15	150.98	150.65
平均値	-	-	186.30	188.38	185.98

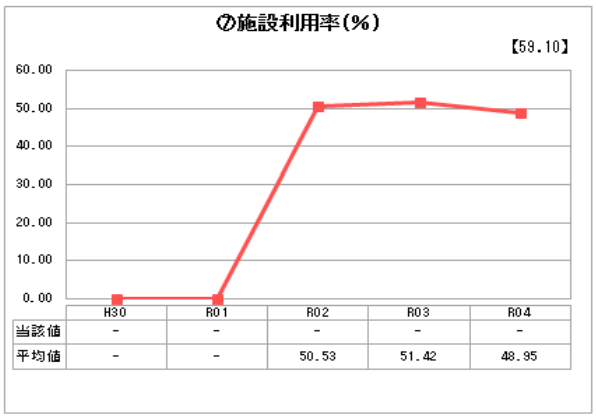

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	-	-	-
平均値	-	-	50.53	51.42	48.95

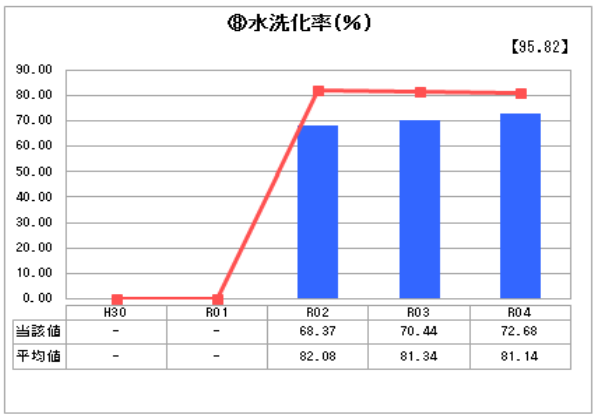

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	68.37	70.44	72.68
平均値	-	-	82.08	81.34	81.14

２．老朽化の状況

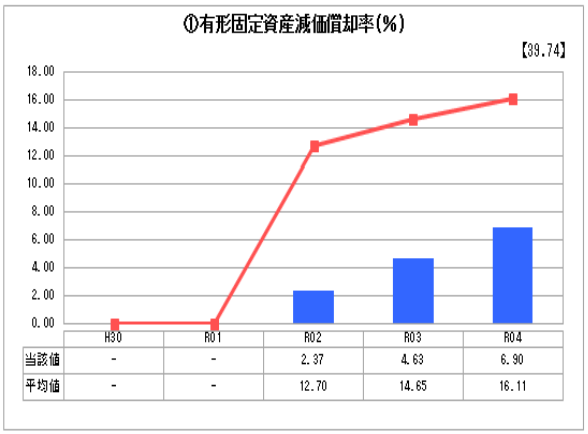

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	2.37	4.63	6.90
平均値	-	-	12.70	14.65	16.11

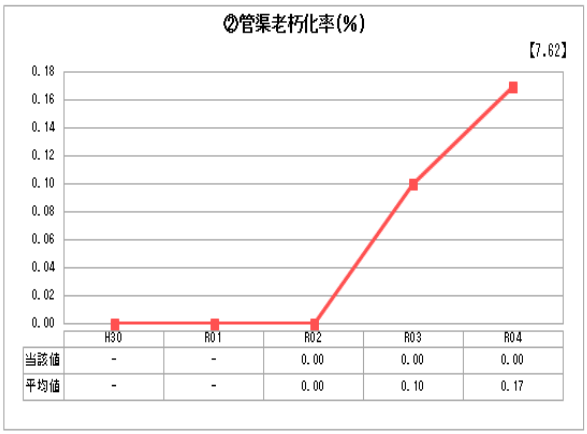

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	0.00	0.00	0.00
平均値	-	-	0.00	0.10	0.17

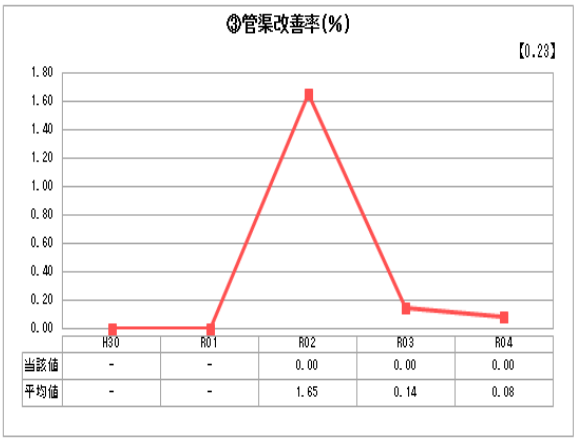

	H30	R01	R02	R03	R04
当該値	-	-	0.00	0.00	0.00
平均値	-	-	1.65	0.14	0.08

グラフ凡例

■ 当該団体値（当該値）

― 類似団体平均値（平均値）

【】 令和4年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 単年度の収支は黒字であるが、更新投資等に充てる財源確保のためにも、更なる費用削減に取り組む必要がある。また、経常収益については使用料以外の収入である一般会計繰入金に依存しているため使用料改定を行うと同時に、更なる経営改善に向けた取り組みが必要である。

② 累積欠損金比率は0%であるが、接続率が低く使用料収入が低いため、今後、どれだけの使用料収入増加が見込めるか等の将来の見込みも踏まえた経営戦略を策定し分析する必要がある。

③ 流動比率35.71%となっており、建設改良費に充てられた企業債も含めてはいるが、1年以内に支払うべき負債を賄えておらず、支払能力を高めるための更なる経営改善を図る必要がある。

④ 供用開始から21年経っているが、今後も更なる投資規模を要するため、使用料水準は適切か等の分析を行い、今後も使用料改定を行いながら更なる経営改善を図る必要がある。

⑤ 汚水処理に係る費用が使用料以外の収入である一般会計繰入金により賄われている状況であり、類似団体平均値を下回っているため、今後、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

⑥ 類似団体平均値を下回っており、接続率の向上による有収水量を増加させる取組等、更なる経営改善を図る必要がある。

⑧ 類似団体平均値を下回っており、使用料の増収を図るための水洗化率向上の取組み、また、投資規模の費用対効果を検証し、将来の見込みも踏まえた分析が必要である。

2. 老朽化の状況について

現在、下水道普及の向上を推進する整備を行っている状況であり、類似団体平均値より低い値だが、将来的には施設の老朽化が進み、施設管理コストの増大と更新需要が集中することが懸念されることから、長寿命化対策を踏まえ、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要がある。

全体総括

今後の課題として、経費回収率の改善に取り組む必要がある。下水道接続率の向上及び効率的な整備を目指す中で、経費回収率の高い大口需要者や、土地区画整理区域等、最優先整備個所として位置付けし整備を行っていくとともに、経営戦略の策定において、更なる使用料改定の実施及び適切な将来予測を行い経営改善を図る必要がある。

第３章　将来の事業環境

１．行政区内の人口予測

社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の人口推計によれば、西原町の人口は2015年以降減少することが見込まれていましたが、実際には2015年から2020年にかけて増加が見られました。

一方で、西原町では令和５年３月に、進行中の都市基盤整備事業や市街化区域の拡大、今後の人口増加政策を勘案した独自の人口ビジョンを策定しております。

ここでは、安全側を見込んで、社人研の人口推計に実績値による補正と実施中の土地区画整理事業の計画人口を加算した補正値を採用します。

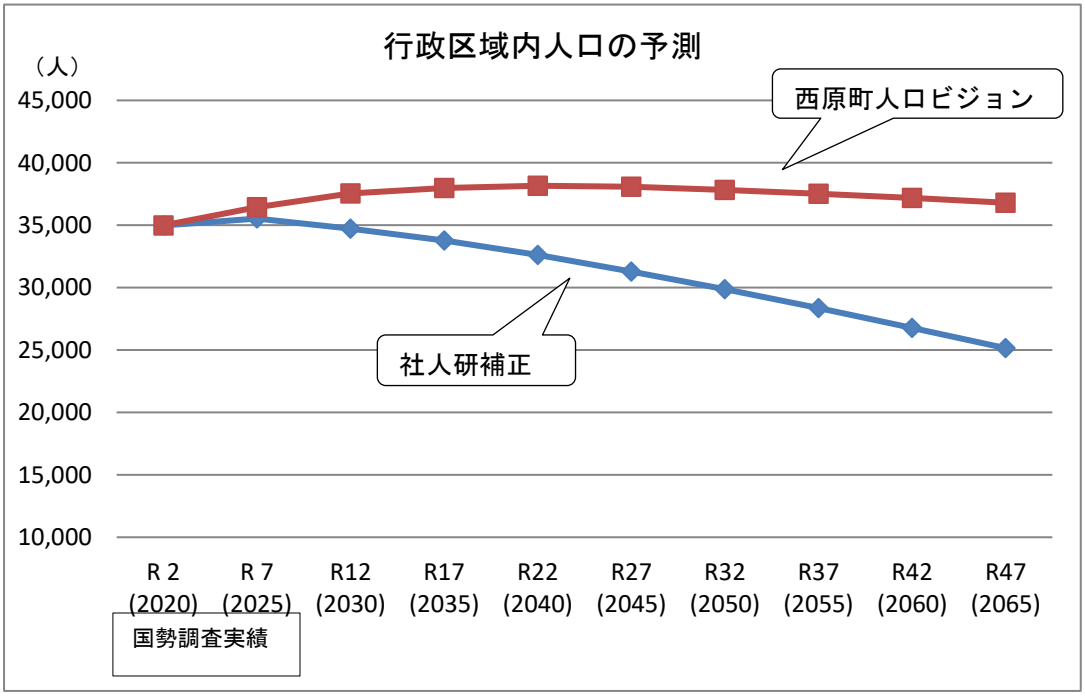

２．処理区内の人口予測

西原町の公共下水道事業は平成８年度から開始しており、汚水管渠の令和５年度末の整備率は４４％となっております。

令和５年度から令和９年度にかけて比較的多額の事業費を投入して整備区域を拡大し、約８割の概成を目指しています。

そのため、令和９年度までは大きく増加し、その後は減少していくと予測されます。

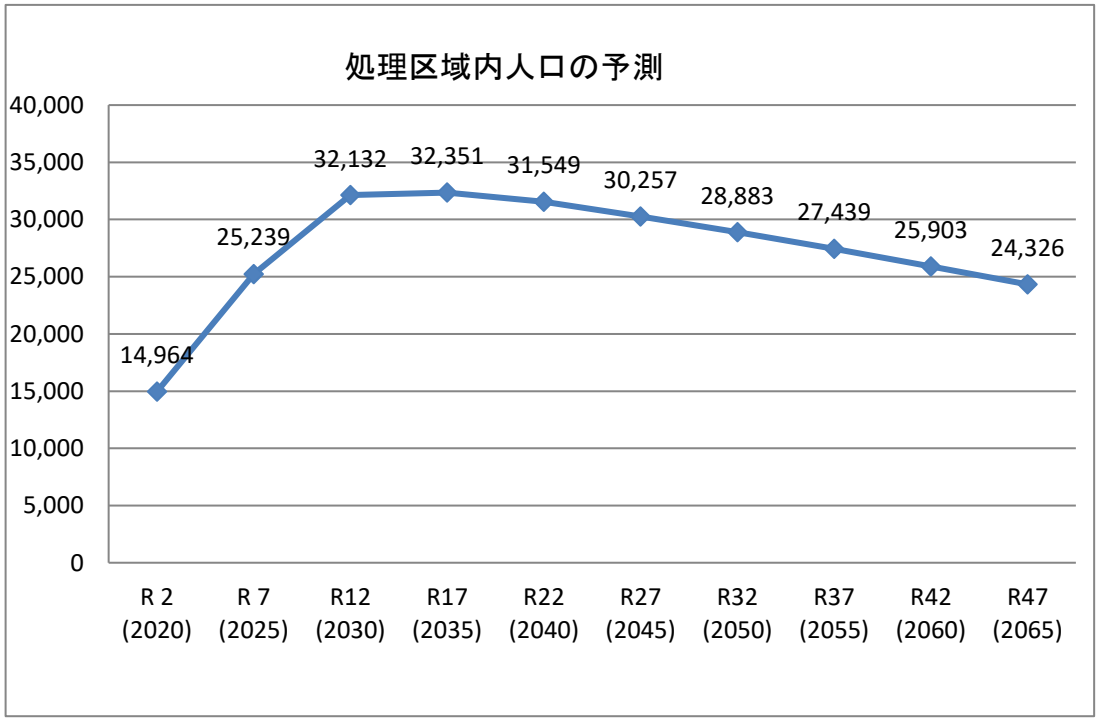

３．汚水量の予測

西原町の汚水量は用途別に家事用と業務用に分けられるが、令和５年度実績で、業務用が全体の約５割を占めています。

とりわけ、月平均５００㎥を超える７箇所の大口事業所の汚水量の合計が全体の約４割を占めており、令和６年度以降、更に１５事業所程度の接続を予定しています。

西原町の公共下水道事業は前述のとおり、整備途中の段階であり、家事用や小口事業所については、過去の事業費と伸び率を参考にして予測します。

大口の事業所については、整備計画に合わせて個別に加算していく手法で予測します。

整備区域の拡大に伴い、令和２０年度頃までは大きく増加し、その後は鈍化することが予想されます。

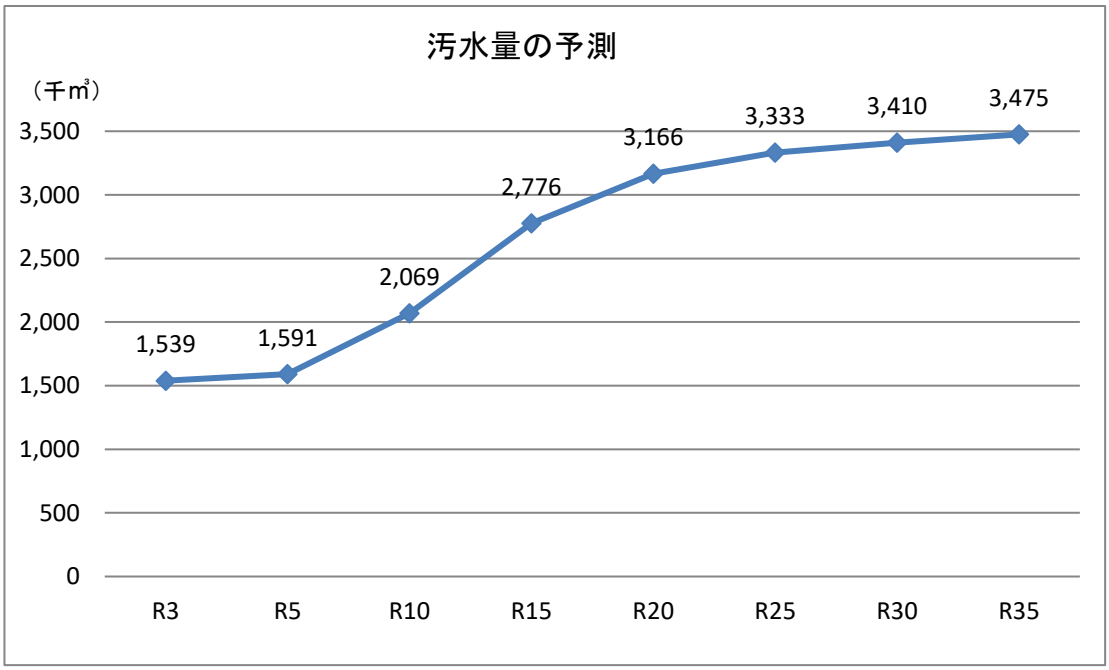

４．使用料収入の予測

使用料収入についても、汚水量と同様に整備拡大に伴い、増加していくと予想されます。

また、使用料体系については、令和５年度に２０％程度の改定を行ったところですが、収支不足の解消には至らず、令和９年度と令和１４年度にも同程度の料金改定を行ない、適正な使用料収入を確保し、経営の安定化を図っていく予定です。

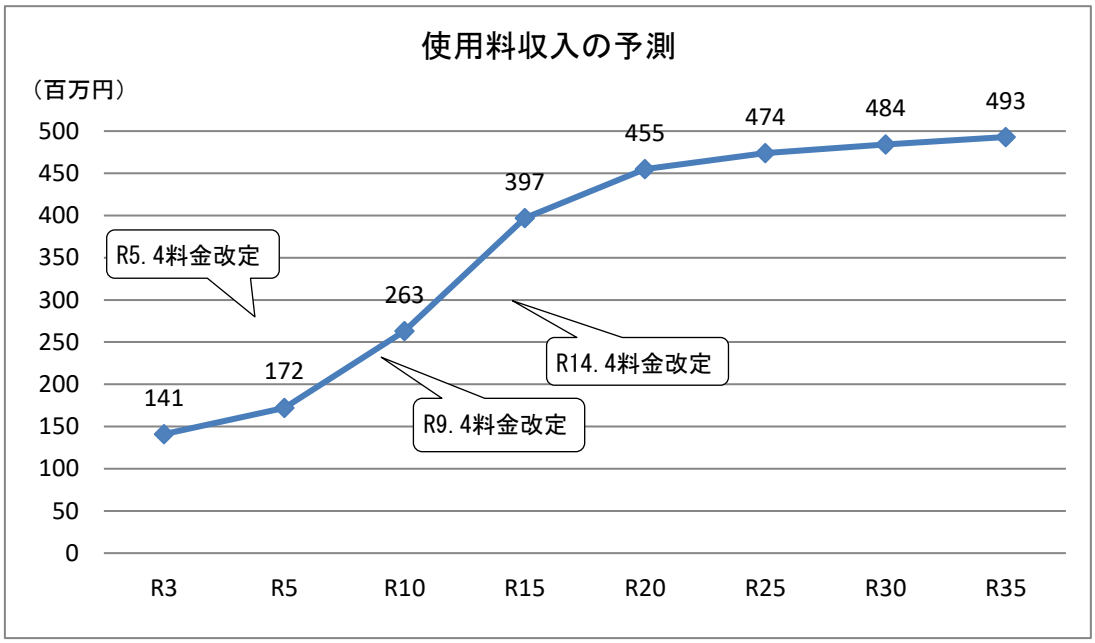

５．施設の見通し

公共下水道の汚水整備事業は、流域関連公共下水道として、平成８年度に事業を開始、平成１４年度に供用を開始し、令和５年度末の整備率は約４４％で、引き続き整備を行っていく予定です。

既存の施設は管路施設のみで、供用開始から２２年が経過している状況であり、耐用年数による施設の更新は、直近の課題とはなっていませんが、今後、詳細なストックマネジメント、長寿命化を作成し、計画的な改築計画を検討していきます。

雨水整備事業については、現在、土地区画整理事業区域内において、事業を行っているところですが、今後も大雨による浸水対策のため、事業を継続していきます。

６．組織の見通し

令和９年度の８割概成をめざして事業量が増大することから、令和５年度に技術系の正規職員、会計年度職員を１名ずつ増員しています。また整備区域拡大に伴い、下水道への接続事務や地方公営企業法適用に伴う事務量が増加・複雑化してきています。当面は現行の人員を維持し、人員配置等については、一般会計側との人事異動で対応します。

また、施設の整備や維持管理に関する技術や、企業会計等の専門知識の習得や継承が行えるよう研修などの充実を図っていきます。

第４章　経営の基本方針

河川や海などの公共用水域の水質を改善し、自然環境を守り、安全で快適な生活環境を確保します。

１．経営の基本方針

① 公共下水道の整備促進

令和５年度末の公共下水道の人口普及率は４４％となっており、未普及地域がまだ半分以上残っています。「沖縄汚水再生ちゅら水プラン2023」に基づき、計画期間内に９０％以上確保できるよう計画的・効率的に事業を進めていきます。また大雨による浸水被害を防ぎ、安全で快適な生活環境を確保するため、雨水施設の整備も引き続き進めます。

② 下水道接続の促進

接続促進については、これまで普及促進員による未接続者への戸別訪問や接続補助金制度、融資あっせん制度、各種広報活動等により、促進を図ってきましたが、今後も引き続き効果的な取り組みを進めます。

③ 補助金と企業債活用

下水道整備を進めていくうえで補助金と企業債を有効的に活用し、町負担の軽減に努めていきます。

④ 経営の基盤強化

令和２年度に地方公営企業法を適用しており、公営企業会計の管理・分析を行い、経営基盤の強化に努めていきます。

毎年度、一般会計から赤字補てんのための基準外繰出金を繰り入れており、町の財政を圧迫する要因の一つになっています。接続件数の向上、適正な料料金体系への改定に取り組み、経営の健全化を図っていきます。

第５章　投資・財政計画（収支計画）

１．投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

２．投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目　標	汚水施設の人口普及率が、令和５年度末で４４％にとどまっており、令和９年度までに汚水管渠の整備率を８割概成、計画期間内に９割の概成を目指します。 雨水施設の整備事業については、現在整備中の雨水管渠の整備を継続して行い、浸水対策に取り組みます。

・汚水管路整備は、令和６年度から令和１５年度までに約４０億円の新規整備を行います。令和９年度までに上原・棚原地区等の住宅密集地の整備を行う予定です。
・雨水管路整備は、令和６年度から令和１５年度までに約４．２億円の新規整備を行います。
・各年度の事業費については、可能な限り国県の補助事業を活用した計画としました。

単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
汚水整備工事	166,680	562,606	705,000	705,000	755,000	755,000
雨水整備工事	57,000	54,961	42,000	42,000	42,000	42,000

	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
汚水整備工事	183,000	183,000	183,000	183,000	183,000	183,000
雨水整備工事	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000

② 収支計画のうち財源についての説明

目　標	収益的収入の面においては、一般会計からの基準外繰入金を圧縮し、汚水処理に要する維持管理費に係る経費回収率の目標を１００％以上とします。 資本的収入の面においては、補助金と地方債を効果的に活用し新規整備を行います。

・使用料収入に関する事項

使用料収入については、令和５年度の使用料改定による財源効果が同年度で、約２，４００万円となりました。しかしながら汚水処理原価は回収できていない状況であり、今後、国が示している１㎥あたり１５０円を念頭に検討する必要があります。

使用料の改定については、複数のパターンを試算し、１㎥当たり単価、経費回収率、使用者の負担等を勘案し決定しました。

令和９年度の料金改定により、約０．４億円、令和１４年度の料金改定により、約１．２億円の財源効果を見込んでいます。

経費回収率は、令和１５年度には約１０８％になる見込みです。

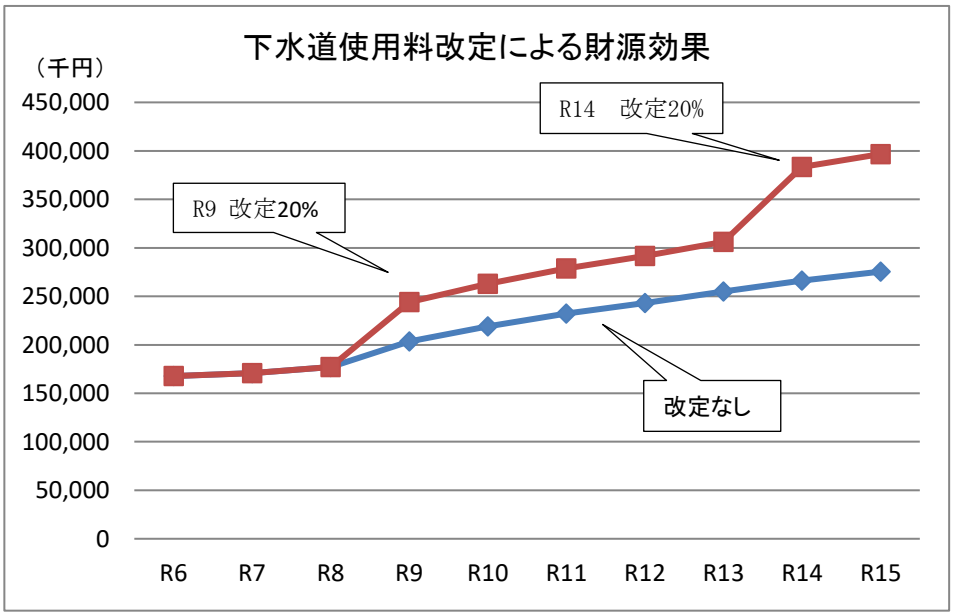

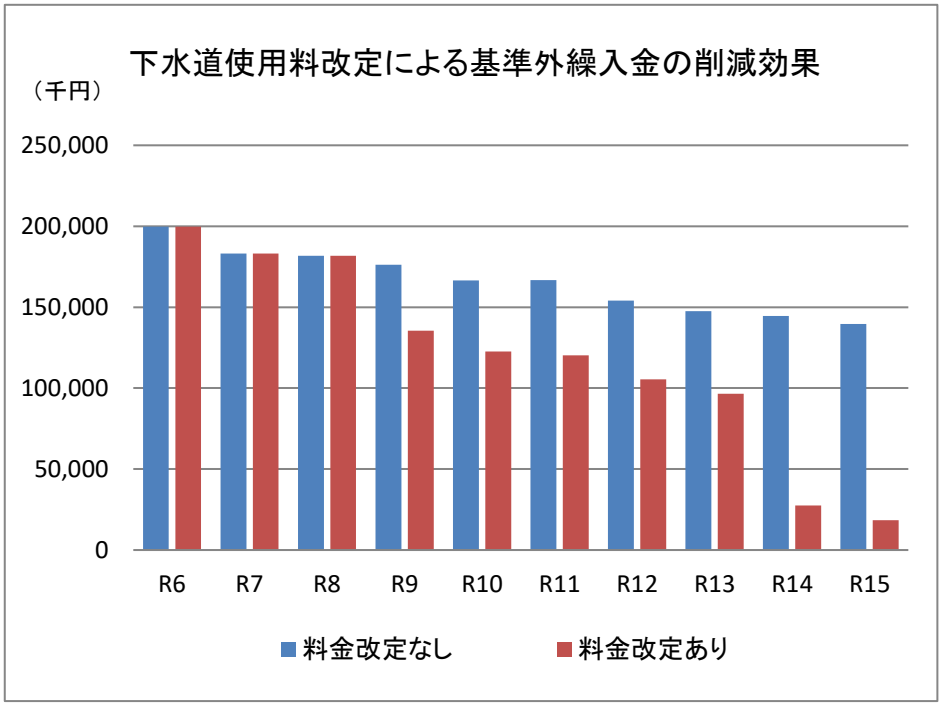
下水道使用料改定による基準外繰入金の削減効果
（千円）
250,000
200,000
150,000
100,000
50,000
0
R6
R7
R8
R9
R10
R11
R12
R13
R14
R15
料金改定なし
料金改定あり

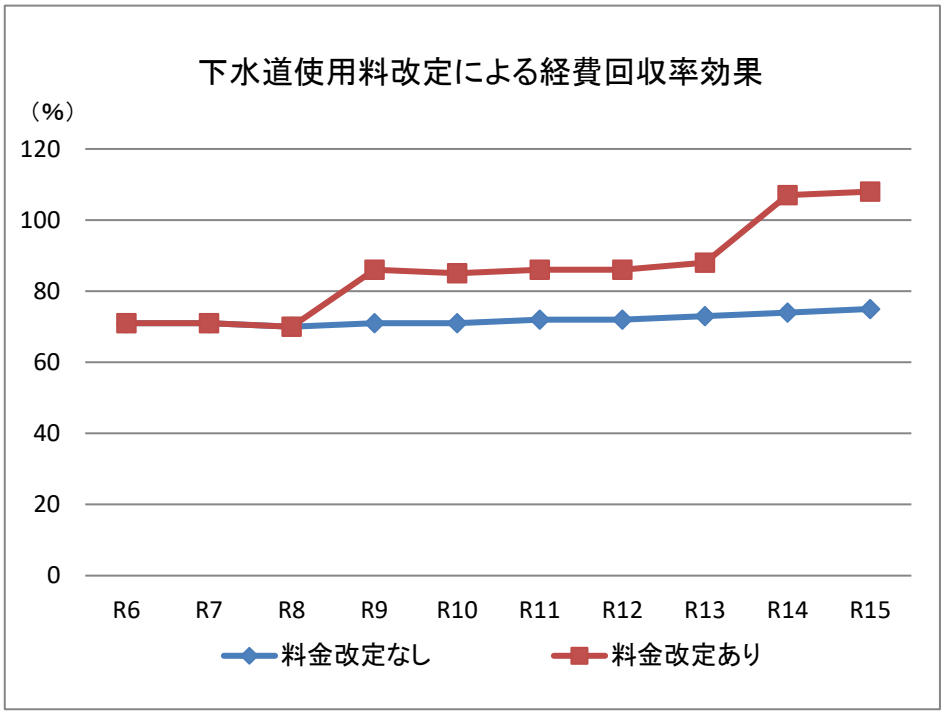
下水道使用料改定による経費回収率効果
（%）
120
100
80
60
40
20
0
R6
R7
R8
R9
R10
R11
R12
R13
R14
R15
料金改定なし
料金改定あり

・補助金に関する事項

施設の整備については、下記の補助事業を活用します。

(1)汚水施設

(ｱ) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金　補助率５０％

（令和９年度まで）

(ｲ) 沖縄振興公共投資交付金　補助率　６０％

(2)雨水施設

社会資本整備総合交付金　補助率６０％

・企業債に関する事項

企業債の発行額は、上記各事業の地方費分を計上していきます。

・繰入金に関する事項

下水道普及率が低く、また、使用料体系が経費を賄える水準まで達していないため、収入で賄えない分を一般会計から繰入れる予定です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項

職員給与費については、人事異動による影響が大きい状況であり、概ね、令和６年度予算ベースで見込んでいます。

・維持管理費に関する事項

令和５年度予算ベースで、流域下水道への維持管理負担金が約８割を占めており、これまで平均的に５年毎に５％程度改定されてきております。今後も同程度の改定を見込んでいます。

委託費については、令和６年度予算ベースで見込んでいます。

・支払利息に関する事項

平成１９年度より、これまでの固定金利より利率の低い短期見直しでの借り入れを行ってきており、今後も継続していく予定です。

３．投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化･共同化･最適化に関する事項	・広域化、共同化、最適化について協議会等に積極的に参加します。
投資の平準化に関する事項	・ストックマネジメント計画を策定し、それに基づき、修繕更新等を行っていきます。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）	・当面の予定はありません。
その他の取組	・予定はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	・該当なし（反映している）
資産活用による収入増加の取組について	・該当なし
その他の取組	・該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	・汚水施設は、ほぼ管渠のみであり、現在行っている民間活用を引き続き実施していきます。
職員給与費に関する事項	・当面は施設整備に係る事業量が大きい状況ですが、施設整備完了後は、職員数の減少を見込んだ試算を検討します。

動力費に関する事項	・該当なし
薬品費に関する事項	・該当なし
修繕費に関する事項	・ストックマネジメント計画を策定し、それに基づき、適正な修繕を行っていきます。
委託費に関する事項	・維持管理費用の低減のため、効率的な業務委託を検討します。
その他の取組	・該当なし

第６章　経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

１．経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	・毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証し、目標や取組内容の達成状況を確認しながら、改善していきます。 令和１０年度を目途に経営戦略の改定を行います。

２．経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組みの推進について」（令和２年７月２１日付け国水下企第３４号）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

令和５年度の使用料改定により、令和６年度の経費回収率は１０％向上しましたが、計画期間内に１００％以上の経費回収率を目指し、令和９年度、令和１４年度にそれぞれ２０％程度の使用料改定を行い、経営の安定化を図っていきます。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
経営戦略計画期間	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
経営戦略　改定(*1)					◎					
計画期間						→	→	→	→	→
経営戦略　改定(*2)										◎
計画期間										
使用料　検　討		→	→				→	→		
改　定				◎					◎	

	R6	R7	R8	R9	R10
使用料収入　（百万）	168	171	177	244	263
汚水処理費　（百万）	236	242	253	285	310
経費回収率　（%）	71	71	70	86	85

	R11	R12	R13	R14	R15
使用料収入　（百万）	279	292	306	383	397
汚水処理費　（百万）	324	339	349	359	367
経費回収率　（%）	86	86	88	107	108

様式第２号（法適用企業）　　**投資・財政計画（収支計画）**　　（単位：千円、％）

区分	年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収支	収益的収入	１営業収益 (A)	154,654	183,162	178,804	182,037	188,821	256,347	275,707	291,876	305,424	320,330	398,009	411,851
		(1) 料金収入	143,536	172,405	167,779	170,708	177,018	244,067	262,951	278,642	291,713	306,138	383,337	396,701
		(2) 受託工事収益 (B)	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(3) その他	11,118	10,756	11,024	11,328	11,802	12,279	12,755	13,233	13,710	14,191	14,671	15,149
		２営業外収益	239,978	203,962	226,359	237,457	247,681	206,509	203,255	198,339	202,936	201,724	161,471	163,994
		(1) 補助金	96,190	70,731	71,413	74,183	78,825	44,176	48,491	46,373	48,374	44,315	1,500	1,500
		他会計補助金	94,815	69,806	67,913	70,683	75,325	40,676	46,991	44,873	46,874	42,815	0	0
		その他補助金	1,375	925	3,500	3,500	3,500	3,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
		(2) 長期前受金戻入	121,858	113,626	119,027	124,826	131,840	139,583	146,695	149,920	152,781	155,828	158,573	161,229
		(3) その他	21,930	19,605	35,919	38,448	37,016	22,750	8,069	2,046	1,781	1,581	1,398	1,265
		収入計 (C)	394,632	387,124	405,163	419,494	436,502	462,856	478,962	490,215	508,360	522,054	559,480	575,845
	収益的収出	１営業費用	358,210	349,327	377,484	396,144	414,591	442,195	459,669	472,718	492,633	507,724	521,369	533,393
		(1) 職員給与費	20,234	22,781	23,881	23,881	23,881	23,881	23,881	23,881	23,881	23,881	23,881	23,881
		基本給	10,419	12,358	13,194	13,194	13,194	13,194	13,194	13,194	13,194	13,194	13,194	13,194
		退職給付費	1,634	1,733	1,744	1,744	1,744	1,744	1,744	1,744	1,744	1,744	1,744	1,744
		その他	8,181	8,690	8,943	8,943	8,943	8,943	8,943	8,943	8,943	8,943	8,943	8,943
		(2) 経費	89,546	93,978	104,972	111,739	115,943	127,734	130,879	137,313	151,470	160,364	168,523	175,270
		動力費	0	1,215	3,625	3,625	3,625	3,625	3,625	3,625	3,625	3,625	3,625	3,625
		修繕費	0	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455
		材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	89,546	92,308	100,892	107,659	111,863	123,654	126,799	133,233	147,390	156,284	164,443	171,190
		(3) 減価償却費	230,645	232,567	243,589	255,482	269,725	285,538	299,867	306,482	312,240	318,437	323,923	329,200
		(4) 資産減耗費	17,785	1	5,042	5,042	5,042	5,042	5,042	5,042	5,042	5,042	5,042	5,042
		２営業外費用	27,834	26,814	27,678	23,349	21,910	20,660	19,292	17,496	15,726	14,329	13,137	12,117
		(1) 支払利息	26,471	25,349	23,527	21,779	20,291	19,027	17,707	15,975	14,307	13,022	11,878	10,965
		(2) その他	1,363	1,465	4,151	1,570	1,619	1,633	1,585	1,521	1,419	1,307	1,259	1,152
		支出計 (D)	386,044	376,141	405,162	419,493	436,501	462,855	478,961	490,214	508,359	522,053	534,506	545,510
	経常損益 (C)-(D) (E)		8,588	10,983	1	1	1	1	1	1	1	1	24,974	30,335
特別利益 (F)			861	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特別損失 (G)			363	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
特別損益 (F)-(G) (H)			498	△1	△1	△1	△1	△1	△1	△1	△1	△1	△1	△1
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)			9,086	10,982	0	0	0	0	0	0	0	0	24,973	30,334

様式第２号（法適用企業）　　**投資・財政計画（収支計画）**　　（単位：千円、％）

区分＼年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	1,504	10,590	21,572	21,572	21,572	21,572	21,572	21,572	21,572	21,572	21,572	46,545
流動資産 (J)	87,581	125,761	162,198	207,350	257,597	302,773	328,575	351,136	375,400	398,297	425,865	445,970
うち未収金	13,146	31,883	35,252	46,140	52,006	46,157	28,053	25,542	28,220	28,063	35,139	36,364
流動負債 (K)	245,392	250,743	254,256	257,406	254,698	250,118	245,752	239,793	237,008	239,760	245,170	244,701
うち建設改良分	227,230	232,145	235,562	237,557	234,144	227,476	221,486	213,417	208,728	207,852	204,054	198,658
うち一時借入分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち未払い金	14,930	14,930	15,002	16,157	16,862	18,950	20,574	22,684	24,588	28,216	37,424	42,351
累積欠損金比率{(I)/[(A)-(B)]}×100												
地方財政法施行令第15条第１項により算定した資金の不足額 (L)												
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)												
地方財政法による資金不足の比率 {(L)/(M)}×100												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)												
健全化法施行規則第６条に規定する解消可能資金不足額 (O)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)												
健全化法第22条により算定した資金の不足額 {(N)/(P)}×100												

様式第２号（法適用企業）　　**投資・財政計画（収支計画）**　　（単位：千円、％）

区分		年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的収入	資本的収入	１企業債	80,000	292,400	319,700	421,000	482,000	411,000	205,000	156,000	185,000	151,000	141,000	106,000
		うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		２他会計出資金	87,480	130,079	131,825	112,461	106,521	94,795	75,653	75,443	58,487	53,808	27,462	18,346
		３他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		４他会計負担金	27,032	27,817	29,977	30,344	31,050	31,293	30,763	29,593	27,583	24,423	22,179	19,515
		５他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		６国（都道府県）補助金	120,070	324,876	346,680	389,000	414,000	414,000	132,000	132,000	132,000	132,000	132,000	132,000
		７固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		８工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		９その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	314,582	775,172	828,182	952,805	1,033,571	951,088	443,416	393,036	403,070	361,231	322,641	275,861
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純　計 (A)-(B) (C)	314,582	775,172	828,182	952,805	1,033,571	951,088	443,416	393,036	403,070	361,231	322,641	275,861
資本的支出	資本的支出	１建設改良費	219,276	668,758	720,599	847,899	933,899	862,899	369,112	328,112	349,112	315,112	305,112	270,112
		うち職員給与費	16,389	24,995	25,841	26,606	26,606	26,606	26,606	26,606	26,606	26,606	26,606	26,606
		２企業債元金償還金	221,846	227,230	232,145	235,562	237,557	234,144	227,476	221,486	213,417	208,728	207,852	204,054
		３他会計長期借入返済金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		４他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		５その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (D)	441,122	895,988	952,744	1,083,461	1,171,456	1,097,043	596,588	549,598	562,529	523,840	512,964	474,166
資本的収入が資本的支出に不足する額 (D)-(C) (E)			126,540	120,816	124,562	130,656	137,885	145,955	153,172	156,562	159,459	162,609	190,323	198,305
補填財源		１損益勘定留保資金	108,787	118,941	124,562	130,656	137,885	145,955	153,172	156,562	159,459	162,609	165,350	167,971
		２利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24,973	30,334
		３繰越工事資金												
		４その他												
		計	108,787	118,941	124,562	130,656	137,885	145,955	153,172	156,562	159,459	162,609	190,323	198,305
補填財源不足額														
他会計借入金残高														
企業債残高			3,518,825	3,583,995	3,671,550	3,856,988	4,101,431	4,278,287	4,255,811	4,190,325	4,161,908	4,104,180	4,037,328	3,939,274

様式第２号（法適用企業）　　**投資・財政計画（収支計画）**

○他会計繰入金　　（単位：千円）

区分 ＼ 年度		前々年度（決算）	前年度（決算見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収支分		126,656	99,888	114,447	120,050	123,734	75,296	67,406	59,743	61,956	58,178	15,660	16,005
	うち基準内繰入金	31,841	30,082	46,534	49,367	48,409	34,620	20,415	14,870	15,082	15,363	15,660	16,005
	うち基準外繰入金	94,815	69,806	67,913	70,683	75,325	40,676	46,991	44,873	46,874	42,815	0	0
資本的収支分		114,512	157,896	161,802	142,805	137,571	126,088	106,416	105,036	86,070	78,231	49,641	37,861
	うち基準内繰入金	27,032	27,817	29,977	30,344	31,050	31,293	30,763	29,593	27,583	24,423	22,179	19,515
	うち基準外繰入金	87,480	130,079	131,825	112,461	106,521	94,795	75,653	75,443	58,487	53,808	27,462	18,346
合計		241,168	257,784	276,249	262,855	261,305	201,384	173,822	164,779	148,026	136,409	65,301	53,866
	うち基準内繰入金	58,873	57,899	76,511	79,711	79,459	65,913	51,178	44,463	42,665	39,786	37,839	35,520
	うち基準外繰入金	182,295	199,885	199,738	183,144	181,846	135,471	122,644	120,316	105,361	96,623	27,462	18,346

原 価 計 算 表

供用開始年月日　　平成 14 年 4月 1日
処理区内人口　　20,000人
計算期間　　自6年4月 至11年3月
(5年間)

収 入 の 部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額（A）	公費負担分（B）	使用料対象収支（A）－（B）
	千円	千円	千円	千円
使用料 (X)	172,405	204,505		204,505
受託工事収益	1	1		1
その他	276	376		376
合計	172,682	204,882		204,882

支 出 の 部

項目		金額			
		最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額（A）	公費負担分（B）	使用料対象収支（A）－（B）
		千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費 給料 諸手当 法定福利費				
	修繕費	455	455		455
	材料費	0	0		0
	路面復旧費	0			0
	委託料	4,155	6,136		6,136
	その他	182	174		174
	小計	4,792	6,765		6,765
ポンプ場費	人件費 給料 諸手当 法定福利費				
	動力費	1,215	3,625		3,625
	修繕費				
	材料費				
	薬品費				
	委託料				
	その他				
	小計	1,215	3,625		3,625
処理場費	人件費 給料 諸手当 法定福利費				
	動力費				
	修繕費				
	材料費				
	薬品費				
	委託料				
	その他				
	小計				
一般管理費	人件費 給料	12,358	13,194		13,194
	人件費 諸手当	6,836	7,047	120	6,927
	人件費 法定福利費	3,587	3,640		3,640
	流域下水道管理運営負担金	79,550	92,374		92,374
	委託料	4,793	4,943		4,943
	その他	4,982	12,607	6,304	6,303
	小計	112,106	133,805	6,424	127,381

項目		金額			
		最近１箇年間の実績	投資・財政計画計上額（A）	公費負担分（B）	使用料対象収支（A）－（B）
資本費	支払利息	21,337	20,466	3,104	17,362
	減価償却費	100,137	270,840	165,836	105,004
	企業債取扱諸費	1	5,042		5,042
	小　　計	121,475	296,348	168,940	127,408
合　　計　　(Y)		239,588	440,543	175,364	265,179

資産維持費　　(Z)	0
使用料対象経費 (Y)+(Z)	265,179

(X)/((Y)+(Z))*100 = 0.77

＜使用料水準についての説明＞

令和５年４月に使用料改定を実施していますが、現在の使用料水準では維持管理費を賄えていないことから、令和９年度および令和１４年度に２０%程度の使用料改定を予定しています。

1　投資・財政計画計上額（A）欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
2　起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
3　資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費（Z）欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方（2016年度版）」（公益社団法人日本下水道協会）を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。